

(No.〇〇〇)

平成29年10月25日

〇〇〇〇 様

司法研修所事務局総務課寮務係

入寮許可通知書

あなたの司法研修所の寮への入寮については、次のとおり決定しました。

なお、司法研修所からの司法修習生採用内定通知により実務修習地が判明したため入寮しないと判断した場合、又は、入寮の必要がなくなった場合には、11月2日(木)までに入寮辞退の連絡をするようお願いします。

(入寮辞退の連絡先) 総務課寮務係 [REDACTED]

- 1 入寮は許可となりました。入寮日は12月3日(日)です。
部屋の番号は、〇〇〇寮 〇棟 〇〇〇号室
- 2 寮費は、10,000円です。同封の払込取扱票に住所、氏名等の必要事項を記入の上、10月30日(月)から11月2日(木)までに振り込んでください。
なお、振込の際には、手数料(郵便局のATMからの振込手数料80円、郵便局の窓口からの振込手数料130円)がかかるので注意してください。
また、同封の払込取扱票を使用しない場合や他の金融機関から振込みをする場合は、次の銀行に振り込んでください。

※ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

おって、納入期限までに振り込めない事情がある場合や入寮辞退の意思がある場合は、速やかに寮務係へ連絡してください。

- 3 入寮時の注意事項
 - (1) 入寮当日の司法研修所への入構は、北門を利用してください。その場合、バスは「樹林公園」バス停で下車してください。
 - (2) 入寮日時は、12月3日(日)午前11時から午後4時までとし、いずみ寮入寮者及びひかり寮入寮者共にいずみ寮A棟正面玄関で入寮手続を行います(時間厳守)。
やむを得ない事情により午後4時までに入寮できなくなった場合は、前記寮務係(以下「寮事務室」という。)に必ず連絡をしてください。
 - (3) いずみ寮の居室には、「2017.11司法修習ハンドブック」2ページの「3 合宿舎」に記載のとおり、机、椅子、本棚、電気スタンド、ベッド、ユニットバス(トイレ付)、エアコン、冷蔵庫、電話機、洋服入れ、物入れが整備されているほか、寝具一式(ベッドパット、掛布団、毛布、枕、リネン類(シーツ等))及びカーペットが整備されています。

共用部分の各階ランドリー室には、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機及びアイロンが、

給湯室には電子レンジ，トースター等が整備されています。

ひかり寮の居室には，いずみ寮の居室と同様のものが整備されています（ただし，居室内に物入れはありません。）。共用部分で各階のランドリー室には，洗濯機，衣類乾燥機，掃除機，アイロンのほか，冷蔵庫及び電子レンジが整備されています。

(4) 荷物は，最小限必要なものにとどめ，配達日を次のように指定して発送してください（**配達日は厳守すること**）。

ア 配達業者をヤマト運輸㈱（クロネコ）を利用する場合

配達日は，11月30日（木）とする（配達時間は午前中とする。）。

イ その他の運送業者を利用する場合

配達日は，12月1日（金）とする（配達時間は午前中とする。）。

上記ア，イの2日間に到着した荷物は，当係が受領し，許可された部屋に搬入しておきます。荷物の送り状には，許可された部屋の番号と「第71期導入」を必ず記入し，宛名が読みとれるようにはっきりと，強く，濃く書いてください。

なお，自家用車を利用しての入寮及び荷物の搬入並びに当研修所付近の道路に駐車して荷物を搬入することは，**厳禁**です。

(5) 荷物の送り先は，次のとおりです。

ア いずみ寮の場合

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所いずみ寮A（又はB）棟〇〇〇号室気付

「第71期導入」〇〇〇〇（本人）あて

イ ひかり寮の場合

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所ひかり寮〇〇〇号室気付

「第71期導入」〇〇〇〇（本人）あて

(6) 荷物の発送は，配達料金を着払いとせず，必ず元払いにして発送してください。単身パック方式等による発送は，到着後に散逸するおそれがありますので，個々の荷物に部屋番号と氏名を必ず明記してください。

(7) 寮内は，土足厳禁のため，必ず上履を持参してください。

(8) 寮において，電気器具の使用が制限されることに注意してください。

ア 居室内で使用するエアコン以外の電気器具については，その消費電力の合計が1，500ワットを超えることができません。

イ 電気コンロ，ホットプレート等の電気器具については，特別の事情等により事前に許可されたものを除き，**使用できません**。

ウ ガスコンロ等火気器具の使用は禁止です。

(9) 食堂は，入寮日当日から営業しており利用できます。

(10) 入寮の際には，入寮時に配布する「入寮に際しての注意事項」や，寮室備え付けの「合宿舎利用の手引き」等をよく読んでください。

4 節電について

入寮者は，入寮期間中の居室における節電はもとより，廊下，セミナー室等公共スペースでの節電にも気を配ってください。

5 その他

「2017.11司法修習ハンドブック」55ページ「15 司法研修所いずみ寮在寮準則」は，別添のとおり改訂しましたので，これによってください。

司法研修所司法修習生在寮準則

平成6年2月9日制定

平成29年10月24日改正

裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年最高裁判所規程第4号）第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所司法修習生在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いずみ寮及びひかり寮（以下併せて「寮」という。）を、司法修習生の修習の滞在の用に供するに当たって、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する司法修習生は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

第3条 入寮の許可を受けた司法修習生（以下「在寮者」という。）は、入寮の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

2 在寮者は、入寮の目的を尊重し、他人の勉強、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

2 在寮者は、来訪者がある場合には、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、会合等のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

2 火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、付属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、付属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したとき、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。

附則

この準則は、平成6年4月4日から施行する。

附則

この準則は、平成29年12月1日から施行する。